令和3年6月21日(月) 令和3年度 第1回 大阪府河川構造物等審議会 三大水門景観検討部会

参考資料5

河構審第8号令和3年1月29日

大阪府知事 様

大阪府河川構造物等審議会 会長 中北 英一

改築する三大水門の景観に関する事項について (答申)

令和2年7月2日付け河整第1320号で諮問のあった標記のうち、「改築する三大水門の景観検討方針について」「木津川水門の景観設計において配慮すべき事項について」について、下記のとおり答申します。

記

・別添の通り

答 申

1. 改築する三大水門の景観検討方針について

【三大水門の役割】

高潮・津波被害を防御し、住民の安全・安心を確保する。

【三大水門の景観形成の目標】

- ①後世にも継承される優れたデザインとする。
- ②現水門同様、地域のシンボルとなるよう配慮する。
- ③水都大阪の再生に資する取組など、まちのにぎわいに配慮する。

【景観方針・検討の進め方】

	木津川水門	安治川水門	尻無川水門
景観 方針	安全・安心のシンボル	安全・安心のシンボル (水都大阪の再生に資す る取組やまちづくり計画 も考慮)	安全・安心のシンボル (水都大阪の再生に資 する取組を考慮)
検討の進め方	●本部とは をおいてでする。 本部上慮する。 本ではする。 ・作ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	●新水門に期待する付加価値や水門周辺にに期待するでませいではいる姿を景観などにつの開くでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	●先行する木津川水門 と安治川水門の検討手 法を参考にしつつ、最新 の周辺状況を踏まえ、景 観設計の進め方を検討 する。

2. 木津川水門の景観設計において配慮すべき事項について

【景観設計における基本的な考え方(コンセプト)】

(1) 三大水門の景観設計における基本的な考え方

三大水門は、昭和 45 年に完成して以来、流域の安全・安心に寄与している重要な治水施設であるだけでなく、国内でも珍しい形式であることもあり、大阪ミュージアムや大阪市の都市景観資源に登録されており、地域を象徴する施設でもある。新水門は、高潮に対する防御のみならず、津波による被害も防ぐことにより住民の安全・安心を確保する重要な治水施設であり、長期間に亘って存在するため、後世に継承される優れたデザインを有し、現水門と同様に地域に親しまれる「安全・安心のシンボル」となるよう配慮すべきである。

また、ベイエリアと大阪の中心市街地を結ぶ中間に位置することから、新たな都市の魅力的なスポットとなるよう配慮する必要がある。

(2) 木津川水門の景観設計における基本的な考え方

現時点では、木津川水門の周辺は工場地帯が広がっており、将来においても現状と大きな変更はないと考えられることから、土木構造物としての機能美や力強さを求めるものとし、周辺景観に馴染んだデザインとすべきである。

【景観設計において配慮すべき事項】

木津川水門は、高潮・津波を防御する重要な治水施設であるため、要求される性能や機能を確保したうえで、地域に親しまれる「安全・安心のシンボル」となるよう、以下の事項に配慮すべきである。

- ① 現水門よりも圧迫感があることを踏まえ、圧迫感を軽減するよう配慮すること。 (ボリュームの低減)
 - ・門柱のスリム化や堰柱の曲線・勾配化
 - ・機器配置の工夫による巻上機室の縮小
 - ・スカイラインへの影響を緩和させるための管理橋構造の工夫
 - ・コンクリートの表面処理 など
- ② 土木構造物としての機能美や力強さを求めるものとし、周辺景観に馴染んだデザインとなるよう配慮すること。

(景観デザインの工夫)

- ・スカイラインへの影響を考慮した屋根形状
- ・水門本体と調和した付属設備や情報設備の位置やデザイン
- ・周辺と調和する色彩
- ③ 新設する水門本体のみの景観に配慮するのではなく、管理棟や防潮堤等についても 一体的に設計し、周囲と調和するように配慮すること。
- ④ 現水門同様に施設見学を行うことを想定し、地域の防災教育の場として活用できるように配慮すること。
- ⑤ 国内でも珍しい現水門のアーチ型形状を継承することはできないが、現水門の存在 感やイメージを継承できるよう配慮すること。